HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	はじめに　一本シンポジウムの趣旨及びご紹介
Author(s)	吉田, 邦彦
Citation	北大法学論集, 55(6), 228-232
Issue Date	2005-03-18
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15336
Type	bulletin (article)
File Information	55(6)_p228-232.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

はじめに——本シンポジウムの趣旨及びご紹介

吉田邦彦

（一）東北大学名誉教授の鈴木禄弥先生に、今年（二〇〇四年）の五月か六月くらいでしたでしょうか、是非いらして下さいませんかとお願いしましたら、その頃はちょっと体調を悪くなさっていたのですが、夏が過ぎれば、健康も回復して来てくださると、おかけしたお電話で、まさに「ふたつ返事」で引き受けてくださいました。どうも有り難うございます。

先生のご経歴は紹介するまでもないと思いますし、今日のお話の中にも出てくると思いますが、昭和二二年（一九四七年）九月に東京帝国大学法学部を卒業されておられます。その前に学徒出陣で兵役にもついておられます。それから今日いらっしゃっている五十嵐清先生の二年先輩で同門ということで山田晟先生のもとでドイツ法研究と言うことでスタートなさいました。昭和二二年（一九四七年）一〇月から東京大学大学院特別研究生、それから昭和二四年（一九四九年）九月から大阪市立大学、それで昭和二七年（一九五二年）九月からテュービンゲン大学およびゲッティンゲン大学に留学されまして、このゲッティンゲン大学ではフランツ・ヴィーアッカー先生のもとで学ばれて、この『近世私法

史』(Privatrechtsgeschichte der Neuzeit)という名著がありますけれども、その訳書として七〇〇ページ以上もの大著を著されています。昭和三五年(一九六〇年)四月に東北大学に転じられまして、昭和六二年(一九八七年)三月に退官、名誉教授となられておられます。それから昭和六二年(一九八七年)四月から東海大学法学部に勤務されまして、平成七年(一九九五年)からは同大学の名誉客員教授、平成一〇年(一九九八年)一二月からは日本学士院の会員ということでございます。

先生のご業績を紹介しだすとどれだけ時間があっても足りません。とにかく質・量ともに群を抜いている大先生だと思います。量的にもちょっと私も先生の論文集(『抵当制度の研究』(一粒社、一九六八年)、『居住権論』(新版)(有斐閣、一九八一年)(初版は、一九五九年)。そして、『物権法の研究』(一九七六年)、『借地・借家法の研究ⅠⅡ』(一九八四年)、『親族法・相続法の研究』(一九八九年)、『物的担保制度の分化』(一九九二年)(以上いずれも、創文社)、『物的担保制度をめぐる論集』(テイハン、二〇〇〇年)など)を持ってこようと思ったのですが、腕が痛くてとても全部持ってくることができませんでした。空港からの車の中でも申し上げたのですが、私が読むより早いスピードでお書きになる。おそらく『借地法』の上下の本(青林書院新社、一九七一年)あれはペラにして六五〇〇枚ということで、なかなか読破されたという人はこの部屋にもあまりいないのではないかというほどの大著でございます。

教科書も民法の全ての分野について本格的に書かれた最初の民法学者だと思います(『物権法講義』(一九六四年)、『相続法講義』(一九六八年)、『債権法講義』(一九八〇年)、『民法総則講義』(一九八四年)、『親族法講義』(一九八八年)。いずれも創文社刊。刊行年は、初版のみ記しました)。しかも、発刊された頃は、その斬新さに、いずれも学界の注目の的でして、特に物権法は昔から定評があり、私の学生の頃から今に至るまで、私がそこを話すときにはいつも教科書に指定しています(相続法も、名著なのに長く品切れで、古本屋で高い値段が付いていて、図書館でしか読むことがで

きなかったことを懐かしく思い出します）。昨晩の夕食時に、先生は、ポリシーとして、具体的な制度から講ぜられ、民法総則などは最後にお話しになるとのことで、教科書もその順序で刊行されていったのかと、感銘をもって伺っておりました。それから、先生にはよく申し上げるのですが、版が変わるたびに叙述が変わることも多く、全ての論点について「絶えず第一線で考えておられる」のだなあと、私などとても真似ができないことと、頭が下がるのです。本日の御講演にしましても、完全原稿を作ってこられて臨んでおられるのを拝見しまして、本当に驚嘆しています。

（二）さて本日（二〇〇四年九月二九日）お越しくださるにあたり、そのテーマの原案としてこちらから二つくらいのことをお願いしました。ひとつは、先生は特色として徹底した機能主義（ファンクショナリズム）・リアリズム法学的な解釈論、しかも様々な具体的なテーマを通じてそれを実践された。というわけで、そういった解釈の方法論、あるいはその後九〇年代に利益考量論について色々議論がありましたけれども、そのあたりについてどのようにお考えなのか、ということです。鈴木先生の機能主義につきましては、おそらく学説史的には星野先生も『民法概論』のはじめのところで書いておられますように（『同Ⅱ』（良書普及会、一九七六年）三頁では、「思い切って体系を崩してあ」り、「各部分の叙述は極めて鋭く、特色があり、最高水準のもの」で、「その方法・内容とも、私〔星野博士〕としてはもっとも学ぶことも多いものであった」と記されています）、星野先生よりも鈴木先生のほうが時期的に先行しているように思われます。徹底した利益考量論・機能主義、そのあたりのバックグランドの話をして頂いてはいかがでしょうかと申し上げたのです。

もう一つは、私が最近住宅法・居住法学などをやっておりまして、そのあたりも先生のテリトリーでありますので、金融法の最近の事情なども含めて、近年の規制緩和の状況に対して長年借地借家法をはじめ不動産法の問題について研究に従事されていた先生の側からご発言いただければ、ということもお願いしたのです。先生は、つとに借地借家法を、

ひろく住宅政策との一環で議論されようとした点で、単純な法教義学の枠を超えられていましたし（前記『居住権論』三三頁以下参照）、最近でも、定期借家権、短期賃貸借、サブリースなどについても、発言されているからです（各々、阿部泰隆ほか編『定期借家権』（信山社、一九九八年）三二一頁以下、鈴木ほか編『競売の法と経済学』（信山社、二〇〇一年）一頁以下、ジュリスト一一五一号（一九九九年）九〇頁以下など）。以上二つが原案でしたが、先生と連絡しあっておりますうちに、結局、テーマは、先生の御随意に自由にお話しくだされば、それが一番よいのでないかと思うようになりました。そして先日予めレジメをお送りくださいまして、先生の自分史という今日のお話のなかで全てが盛り込まれていると考えまして、とても楽しみにしているところです。

（三）鈴木先生は、私の先生の世代ということで私自身大変緊張しておりますけれども、お仕事については鈴木先生の古稀記念論文集（太田知行ほか編『民事法学の新展開』（有斐閣、一九九三年））を見れば、一覧が出ております。講義で鈴木先生の説というのは色んなところでお話をしますけれども、先ほど申し上げました機能主義という民法解釈方法論との関係で、やはり所有権の移転時期の契約法大系の論文（「特定物売買における所有権移転の時期」契約法大系Ⅱ（有斐閣、一九六二年））が筆頭にあげられましょうし（さらに、太田知行先生のお仕事（『当事者間における所有権の移転』（勁草書房、一九六三年））との関係はどうなのか、などということも関心あります）、その他物権法領域では、「占有改定と即時取得」の論点につきましても、当時既に（民事研修四一号（一九六〇年））、譲渡担保金融の実態考察を、加えておられる点で他説とはレベルが違うなあと思います。

それから例を挙げ出すときりがございませんが、私は学生のころ加藤一郎先生から家族法を習いましたけれども、相続回復請求権の論文、あれは判例タイムズでしたが（判タ三七八号（一九八〇年））、当時読んで視野が開ける思いでございました。この部屋には研究者の卵のかたも大勢いらっしゃるので、学説をどうみるかということを若干申しますと、

やはりオリジナリティー、つまりどういう問題提起をしたのか、従来の議論のレベルをどう引き上げたのか、どう塗り替えたのかというかたちで学説の価値が決まってくるのです（これは当たり前のことですが、最近では先行学説をただなぞって整理するだけの風潮が強いので、念のため申しただけです。過日も平井宜雄先生と話していましたら、先行する見解のオリジナリティ・プライオリティを大事にするという、研究者として従来当たり前の礼儀が、最近はおかしくなっているとおっしゃるのです）。そして鈴木先生の場合、申すまでもなく様々な領域で議論を塗り替えていかれたように思います。そういえば、家族法領域では、親子関係につきまして、意思を重視する論文も、お書きですね（「実親子関係の存否につき、血縁という要素は絶対的なものか」民法の基礎知識（1）（有斐閣、一九六四年））。この論文なども、――先生が勤務された東北大学の家族法の大御所である中川善之助先生が血縁主義の大論客であることを考えますと――それをまさに正面から批判することを意味していて、私にとって印象的でした。

さらに言い出したらきりがないのですけれども、民法の体系を組み替える、そして新しい方式での教科書づくりということに本格的に取り組まれた（『人事法Ⅰ・Ⅱ』（民法新教科書）（有斐閣、一九七五年、一九七六年））唄先生との共著です）のも、先生だったのではないかと思います。先ほど触れました、講義の順序なども私には、れっきとした方法論の遂行だと思われます（一体、民法総則を、そうしたプリンシプルから最後に講ずるという教師がどれだけいることでしょうか）。貴重な時間でありますので、わたしのほうから二番煎じかつ不十分なことをあれこれお話しするのはこれくらいでやめにしまして、早速禄弥先生にマイクをお渡ししてお願いしたいと思います。どうぞ気楽にお話ししていただければと思います。